

事業承継税制

～非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例～

後継者である受贈者が、贈与により、経済産業大臣の認定を受ける非上場会社の株式等を親族（先代経営者）から全部又は一定以上取得し、その会社を運営していく場合には、その後継者が納付すべき贈与税のうち、その株式等（一定の部分に限ります）に対応する贈与税の全額の納税が猶予されます。

なお、本制度は平成21年4月1日以降の贈与に係る贈与税について適用されます。

1. 手続きの流れ

<贈与前>

経済産業大臣の確認



<贈与>

経済産業大臣の認定・・・贈与を受けた年の翌年の1月15日までに申請

申告書の作成・提出・・・贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日まで



<納税猶予期間中>

継続届出書の提出・・・申告期限後5年間は毎年

5年経過後は3年ごと

2. 要件等

(1) 経済産業大臣の確認

贈与前に「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づき、会社が計画的な事業承継に係る取組みを行っていることについての「経済産業大臣の確認」を受ける。

(2) 経済産業大臣の認定

「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づき、会社の要件、後継者（受贈者）の要件、先代経営者（贈与者）の要件を満たしていることについての「経済産業大臣の認定」を受ける。

(3) 申告書の作成・提出

贈与税の申告期限までに、この特例の適用を受ける旨を記載した贈与税の申告書及び一定の書類を税務署へ提出します。

また、納税が猶予される贈与税額及び利子税の額に見合う担保を提供する必要があります。

<納税猶予をうけるための要件>

～会社の要件～

次の会社のいずれにも該当しないこと。

- ① 上場会社
- ② 中小企業者に該当しない会社
- ③ 風俗営業会社
- ④ 資産管理会社
- ⑤ 総収入金額が零の会社、従業員数が零の会社

～後継者である受贈者の主な要件～

贈与の時ににおいて

- ① 会社の代表者であること
- ② 先代経営者（贈与者）の親族であること
- ③ 20歳以上であること
- ④ 役員等の就任から3年以上を経過していること
- ⑤ 後継者及び後継者と同族関係等がある者で総議決権数の50%超の議決件数を保有し、かつ、これらの者の中で最も多くの議決権数を保有することとなること

～先代経営者である贈与者の主な要件～

- ① 会社の代表者であったこと
- ② 贈与の時までに会社の役員を退任すること
- ③ 贈与直前において、贈与者及び贈与者と同族関係等のある者で総議決権数の50%超の議決権を保有し、かつ、後継者を除いたこれらの者の中で最も多くの議決権数を保有していたこと

～担保提供～

納税が猶予される贈与税額及び利子税の額に見合う担保を税務署に提供する必要があります。

（注）特例の適用を受ける非上場株式等のすべてを担保として提供した場合には、納税が猶予される贈与税額及び利子税の額に見合う担保の提供があったものともなされます。

～申告書の提出～

贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までに受贈者の住所地の所轄税務署に贈与税の申告書を提出します。

＜特例の対象となる非上場株式等の数＞

この特例の対象となる非上場株式等の数は、次のA、B、Cの数を基に下表の区分の場合に応じた数が限度となります。

「A」・・・先代経営者（贈与者）が贈与直前に保有する非上場株式等の数

「B」・・・後継者（受贈者）が贈与前から保有する非上場株式等の数

「C」・・・贈与直前の発行済株式等の総数

(イ) $A + B < C \times 2 \div 3$ の場合

先代経営者が贈与直前に保有する非上場株式等の数・・・ (A)

(ロ) $A + B \geq C \times 2 \div 3$ の場合

発行済株式等の総数の3分の2から後継者が贈与前から保有する非上場株式等の数を控除した数・・・ ($C \times 2 \div 3 - B$)

なお、この特例の適用を受けるためには、後継者は

上記(イ)に該当する場合は限度数(A)の全部、

(ロ)に該当する場合は限度数($C \times 2 \div 3 - B$)以上の数の非上場株式等を先代経営者から贈与に取得する必要があります。

(注)

- ・ 「非上場株式等」又は「発行済株式等」は、議決権に制限のないものに限り、
- ・ この特例の対象となる非上場株式等は、議決権に制限のないものに限り、

(4) 継続届出書の提出

申告後も引き続き特例の適用を受けた非上場株式等を保有すること等により、納税の猶予が継続されます。

そして、引き続きこの特例の適用を受ける旨や会社の経営に関する事項等を記載した「継続届出書」を贈与税の申告期限後の5年間は毎年、5年経過後は3年ごとに所轄税務署へ提出する必要があります。

贈与税の納税猶予を受けるためには、事業継続要件・株式保有要件など一定の要件を満たす必要があります。

① 事業継続要件

贈与税の納税猶予を受けた後継者は、5年間は、その会社の代表者として経営を行い、80%以上の雇用を継続させなければなりません。

また贈与を受けた株式を継続して保有しなければなりません。

したがって、贈与税の法定申告期限から5年以内に、「代表者でなくなる」「80%以上の雇用を継続できなかった」「贈与を受けた対象株式の一部でも譲渡した」など、事業継続要件から外れた場合、納税が猶予されている贈与税の全額と利子税を併せて納付することとなり、この特例の適用は終了します。

この場合の利子税の額は、贈与税の申告期限の翌日から納税猶予期限までの期間に応じた額となります。

② 株式保有要件

法定申告期限から5年経過したら、納税が免除になるわけではありません。

贈与税の法定申告期限から5年経過以後に納税猶予対象の株式を譲渡した場合には、譲渡割合に応じて、納税が猶予されている贈与税と利子税を併せて納付することとなります。

(5) 免除届出書の提出

先代経営者（贈与者）の死亡等があった場合には、「免除届出書」を提出することにより、その死亡等があったときにおいて納税が猶予されている贈与税の全部又は一部についてその納付が免除されます。

～納税が免除されている贈与税の納付が免除される主なケース～

- ① 先代経営者（贈与者）が死亡した場合
- ② 後継者（受贈者）が死亡した場合

3. 納税額が猶予される贈与税の計算方法

- (1) 1年間（1月1日から12月31日）に贈与を受けたすべての財産の価額の合計額に基づき贈与税を計算します。



- (2) 贈与を受けた財産が特例の適用を受ける非上場株式等のみであると仮定して贈与税を計算します。



- (3) 「納税額が猶予される贈与税」

(2)の金額が「納税が猶予される贈与税」となります。



- (4) 納付税額

(1) - (2)

4. 先代経営者（贈与者）が死亡した場合の取扱い

(1) 先代経営者（贈与者）の死亡

贈与税の納税猶予の特例の適用を受けた非上場株式等は、相続又は遺贈により取得したものとみなして、贈与時の価額により他の相続財産と合算して相続税を計算します。なお、その際、「経済産業大臣の確認」を受け、一定の要件を満たす場合には、そのみなされた非上場株式等（一定の部分に限ります）について相続税の納税猶予の特例の適用を受けることができます。

(2) 相続税の納税猶予の特例の適用を受ける場合

相続又は遺贈により取得したものとみなされた非上場株式等について相続税の納税猶予の特例の適用を受ける場合には、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づき、会社が特例の適用要件を満たしていることについての「経済産業大臣の確認」を受けます。

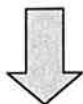
(3) 申告書の作成・提出

相続税の申告期限までに、相続税の納税猶予の適用を受ける旨を記載した相続税の申告書及び一定の書類を税務署へ提出するとともに、納税が猶予される相続税額及び利子税の額に見合う担保を提供する必要があります。

(4) 手続きの流れ

先代経営者（贈与者）の死亡

<相続開始>



経済産業大臣の確認
申告書の作成・提出



<相続税の申告期限>

※ この場合、相続税の納税猶予の特例の適用に当たっての要件や申告手続きなどの流れは、通常のケースと異なる部分もありますので、ご注意ください。

<贈与>
経営者⇒後継者
(親族)

<相続>
旧経営者死亡



経産大臣の認定

- 事業の継続
- 株式等の保有継続
 - 代表者であること
 - 雇用の8割維持

○ 株式等の保有継続

経産大臣の確認

○ 株式等の保有継続

後継者の相続税額のうち
議決権株式(相続後で発行
議決権株式の2/3に達する
まで)の80%に対応する相
続税の納税を猶予

贈与税の納税猶予

相続税の納税猶予

贈与税の全額を猶予

猶予対象株式等を相続により取得した
ものとみなして、贈与時の時価で相続
財産に合算して相続税額を計算